

大阪府社会福祉事業団職員互助会
人間ドック及び乳がん検診利用に対する費用補助制度実施要綱

(令和6年4月1日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府社会福祉事業団職員互助会（以下「互助会」という。）会則第5条並びに同運営規則第2条第2号に規定する会員の福利増進のための事業として、人間ドック及び乳がん検診利用に対する費用補助についてその取扱いを定め、会員の健康増進を図ることを目的とする。

(人間ドックの定義)

第2条 人間ドックとは、次の各号のいずれの条件も満たすものとする。

- (1) 会員自身の健康維持・管理が目的で受診されること。
- (2) 大阪府社会福祉事業団が人間ドック受診先として締結している医療機関であること。

(乳がん検診の定義)

第3条 乳がん検診とは、次の各号のいずれの条件も満たすものとする。

- (1) 会員自身の健康維持・管理が目的で受診されること。
- (2) 超音波検査又はマンモグラフィ検査を受診した医療機関であること。

(対象者)

第4条 補助の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助の申請時に互助会の会員の資格を有しているもの。ただし、第3条にあたる検診については、受診日の当該年度末日時点で40歳未満の女性に限る。
- (2) その他会長が特に必要と認めたもの。

(補助の金額)

第5条 補助は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間で会員一人につき年間4,000円を上限とする。

- (1) 助成の対象は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会において助成対象外となる一般健診とする。

(補助金の請求並びに交付)

第6条 補助金の請求は、事由発生後3ヶ月以内に、人間ドック及び乳がん検診利用に対する補助金請求書（様式第1）に、次の各号に掲げる書類を添付して、各所属長を経由して会長へ提出しなければならない。

- (1) 内訳も含め受診費用がわかるもの（領収書等写し）
 - (2) その他会長が必要とするもの
- 2 補助を受けようとする会員は、その事由の発生した日の翌月から3ヶ月以内に請求しないときは、当該権利は消滅する。なお、請求とは前項に規定する書類が、所属施設を通じて事業団職員互助会事務局が受け付けることをいう。ただし、特別な理由があり、会長が認めた場合はこの限りでない。
 - 3 補助金の申請は、会員本人が行わなければならない。
 - 4 補助金は、給与支給日に交付する。

(補助の制限)

第 7 条 会長は、補助の申請、交付並びに報告に関して不正や虚偽の事実があったことが判明したときは、その補助を取消し、会員に補助金の一部または全部を一時に返済させることができる。

(権利の譲渡禁止等)

第 8 条 会員は、この人間ドック及び乳がん検診利用に対する費用補助の権利を他に譲渡し、又は担保に供することはできない。

2 この制度を利用しなかった会員に対する助成の代替措置は講じない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めがない事項については、会長が別に定めることができる。

附 則 (令和6年4月1日)

1. この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日)

1. この要綱は、令和7年4月1日から施行する。